

(委託の入札について)

この委託の入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

工事監督補助業務特記仕様書

(建設コンサルタント用)

第1条 適用範囲

本業務は、契約書及び工事監督補助業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

第2条 工事監督補助業務

- 1 委託件名 南多摩東部建設事務所管内工事監督補助業務（その6）
- 2 委託場所 東京都南多摩東部建設事務所管内
- 3 委託対象工事 東京都南多摩東部建設事務所工事課が所管する道路工事2件程度
- 4 委託期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。
なお、期間中の土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休日とすることを見込んでいる。
- 5 検査立会 委託期間内に完了した工事のしゅん功検査には、検査日が委託期間後となった場合でも、立ち会わなければならない。
- 6 その他 業務予定箇所図に記載の監督業務対象工事は工事契約状況によって変更となる可能性がある。その場合は監督員の指示に従うこと。

第3条 工事監督補助業務の内容

工事監督補助業務（以下「本業務」という。）の内容は、工事監督補助業務標準仕様書によるものとする。

第4条 業務打合せ

工事監督補助業務標準仕様書第3条2項に定める打合せは、月に2回行う他、必要に応じて適宜行うものとする。

第5条 工事監督補助技術者等の配備等

- 1 本業務は、管理技術者並びに工事監督補助技術者が従事する。
- 2 管理技術者は、「配置技術者資格要件」を満足するものとする。

配置技術者資格要件（管理技術者）

資格等	以下のいずれかの資格等を有していること ・技術士（総監、建設、上下水道、衛生工学、農業） ・1級土木施工管理技士 ・1級造園施工管理技士
-----	---

	・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ） 若しくは発注者が認めた同等の資格を有する者） ・R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者^{注1)} （技術士部門と同様の部門に限る） ・東京都等^{注2)}での技術的行政経験を25年以上有する者
実績	・過去に同種業務 ^{注3)} の実績が1件以上ある者

3 工事監督補助技術者は、「配置技術者資格要件」における管理技術者、又は工事監督補助技術者としての要件を満足するものとする。

配置技術者資格要件（工事監督補助技術者）

資格等	以下のいずれかの資格等を有していること ・技術士（総監、建設、上下水道、衛生工学、農業） ・1 級土木施工管理技士 ・2 級土木施工管理技士 ・1 級造園施工管理技士 ・2 級造園施工管理技士 ・技術士補 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会 1 級土木技術者又は土木学会 2 級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ） 若しくは発注者が認めた同等の資格を有する者 ・R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者^{注1)} （技術士部門と同様の部門に限る） ・東京都等^{注2)}技術的行政経験を10年以上有する者
実績	・過去に同種業務 ^{注3)} の実績が1件以上ある者

注1)「R C C Mと同等の能力を有する者」とは、「R C C M試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者」とする。

注2)「東京都等」とは、「東京都各局、東京都政策連携団体活用戦略に基づく東京都政策連携団体・事業協力団体、国土交通省、道府県、東京都特別区、政令市、中核市、東・中・西日本高速道路株式会社、本四高速道路株式会社、都市再生機構、水資源機構、日本下水道事業団」とする。

注3)「同種業務」とは、「東京都等が発注した土木工事に関する工事監督補助業務委託等の業務、東京都等が発注した土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務又は、公共工事の発注者として工事の総括監督員、主任監督員、担当監督員若しくは検査員として従事した業務」とする。

第6条 設計変更等

- 1 工事の一時中止が行われた場合には、その期間の委託を一時中止するものとし、委託工期から除外する。
- 2 工事の一部中止等に伴い大方の現場作業が中断する場合には、その勤務条件に応じた委託工期の変更等を行うものとする。

第7条 その他

- 1 本業務に必要な連絡用車両及び電算機（OA 機器）等は受託者が用意するものとし、その経費は受託者の負担とする。
- 2 受託者は、本業務用事務室として、委託対象工事の近くに用意するものとする。
- 3 本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合には、委託監督員と管理技術者が協議して決定するものとする。
- 4 工事監督補助については、月当たり19.5日の稼働を見込んでおり、1名で監督補助を行うこととする。